



# れんごう茨城

2018年1月15日

No.117

発行 日本労働組合総連合会  
茨城県連合会  
(連合茨城)

発行人・高木 英見/編集人・綿引 哲也  
〒310-0022 水戸市梅香 2-1-39  
TEL 029(231)2020/FAX 029(227)8610

ホームページアドレス  
<http://ws1.jtuc-rengo.or.jp/ibaraki/>

## 一つ一つ丁寧に、 確実な前進を 図ろう!

連合茨城会長

内山 裕



# 迎春



新年明けましておめでとうございます。健やかな新春をお迎えになられた事とお慶び申し上げます。

旧年中は、連合茨城の各種取り組みに対します、ご理解とご協力を賜り心からの感謝と御礼を申し上げます。

昨年、10月27日に開催致しました、連合茨城第25回定期大会において、和田前会長の後任として、会長に就任を致しました。この2カ月間、構成組織・地域協議会の定期大会・総会をはじめと致します、様々な活動に参加をさせて頂きました。本年も、定期大会で確認いただいた活動方針に沿って、連合茨城の活動の前進を期して参りたいと思っております。引き続きましての、ご支援ご協力を宜しくお願い致します。

連合は「働くことを軸とする安心社会に向けて ~次の飛躍へ。確かな一歩を~」をスローガンに掲げ、連合茨城はめざす地域社会として、①バランスのとれた生活環境整備。②産業振興・起業などの推進による地域経済の発展、雇用の確保。③全ての労働組合の連合茨城への結集、未組織労働者の組織化など組織拡大の推進と組織力を背景とした社会的影響力の発揮。④勤労者とその家族の声を代弁する政治勢力の拡大。⑤社会に開かれ、社会と共に歩む労働組合の構築。を基調としています。

連合運動における地方組織の重要性が一層高まる中で、「地域に根差した顔のみえる運動・地協の運動」をさらに深化させると共に、地域創り・暮らしを守る活動を進めるため、連合本部・連合茨城・地域協議会が役割を発揮し、一体的に運動を展開できる体制を強化していくことが必要であると考えています。

また、労働者福祉協議会（労福協）と連携し取り組んでいます「ライフサポートセンター」活動の充実を図り、地域で働き暮らす勤労者や、住民の暮らしのサポートの強化や、共助の拡大を図ることも必要です。地域社会への参画を通じて、労働組合の社会的価値を高めていくこ

とは重要であり、すべての働く者や地域社会全体に向けて労働組合に対する理解が深められるよう、社会貢献・地域貢献活動に積極的に参画をしていかなければならないと思っております。

連合茨城が、茨城のナショナルセンターとしての役割と機能を如何に発揮していけるか、私達の活動の深化も問われていると思っています。勤労者・生活者を取り巻く環境も、様々な要因から景気回復が実感できるような状況にはありません。更には「働き方改革」と言われていますが、労働環境を取り巻く実態を踏まえたと、まだまだ厳しい状況にあります。この1月から、第196回通常国会が開会されます。本国会の中で、労働法制改正に向けた論議も本格化していくと思われまます。その中で、働く者の声、真面目に暮らす生活者の声を行政に届けるためにも、政策・制度改善活動の重要性が一層増して参ります。

組織強化・拡大を図り、働く者の団結力をさらに高め、連合茨城に結集するすべての組合員の皆さんに、地域の皆さんに、連合茨城の運動の理念が伝わる努力をしていかなければならないと思っております。

取り巻く環境は決して容易なものではありません。だからこそ、今一度、連合結成の原点を見つめ直し、いつの時代も労働運動は、より良い職場、より良い社会に向けた変革の原動力でなければなりません。その先頭に立つ連合に結集する私たちには、組織力・政策力・発信力に一層磨きをかけ、すべての働く者のため、次の時代に連合運動を繋いでいくことが求められます。

各種課題は山積していますが、一つ一つ丁寧に、確実に前進が図れるよう、執行委員会をはじめと致しまして、加盟組織の皆様と心合わせを図りながら邁進して参りますので、本年も変わらぬご支援ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、新春のご挨拶と致します。

## CONTENTS

2018年新年の挨拶	1
新春のつどい	2

女性委員会定期総会	3
政治フォーラム	3
働くみんなのワークルールQ&A③④	4~5
全国一斉労働相談ダイヤル	6

しあわせセンター相談日	6
日程表(1~4月)	6
連合茨城労働相談事例	7
国会議員挨拶文・連合茨城執行部体制	8

# 新春のつどい開催

1月5日(金)水戸京成ホテルにおいて、構成組織、地域協議会、議員懇談会、退職者連合など約450名が参加し、連合茨城2018年新春のつどいが開催されました。

主催者を代表して挨拶に立った内山会長は、

① 県政との連携について

② 連合茨城の取り組み の2点について述べ、「より良い茨城にしていくためには、勤労者・生活者の声を各地域においても行政に届けていくことが必要である。」と強調した。

また、「私たちが「働き」「暮らす」この「茨城」を、さらに魅力ある「茨城」としていくためには、県政との連携は大変重要なことであり、新たな県政との信頼関係を構築していけるよう関係各位のご理解とご支援をお願いします。」と訴えました。

続いて来賓の茨城県、茨城労働局、茨城県経営者協会、労働福祉団体等各界代表者や民進党茨城県連関係議員を代表して、茨城県・大井川知事と茨城労働局・西井局長よりご祝辞をいただきました。各界の代表者による鏡開きの後、民進党県連顧問・郡司彰参議院議員の音頭で乾杯をし、和やかな雰囲気の中、つどいが進められました。

恒例となったお楽しみ抽選会は、連合茨城青年委員会・女性委員会が司会進行し、昨年流行したキャラクターや話題となった人物に扮して、会場を盛り上げました。



連合茨城・内山会長



茨城県・大井川知事



茨城労働局・西井局長



民進党県連顧問・郡司彰参議院議員の音頭で乾杯



抽選会アトラクションで水戸市のみとちゃんが駆けつけてくれました！



連合茨城賞は元事務局長の上村順一氏が当選しました

# 1人1人が声をあげて、男女平等参画社会を実現しよう

## ～ 女性委員会第25回定期総会・学習会開催 ～

11月27日(月)13時30分から茨城県労働福祉会館大会議室において開催されました。構成組織より53名が参加。

主催者を代表して中島委員長より「女性活躍推進法、改正育児介護休業法など法律は整備されてきているが、日本のジェンダーギャップ指数は114位で男女平等はなかなか進んでいない。女性委員会では、働く仲間の悩みを出し合ったり、それぞれの組織の男女平等参画の取り組みを共有している。男女平等参画は、特定の女性が参画することでなく、一人一人が声をあげること。女性も男性もLGBTの性別少数者の方も人生を充実させることが必要である。」と挨拶がありました。来賓として内山会長挨拶後、2017年度活動報告がありました。2018年度活動方針「①労働組合への女性参画推進、②雇用における男女平等確保の取り組みと母性保護の強化、③仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現するための取り組み、④男女平等参画推進のための政策・制度要求の取り組み、⑤女性委員会の活動の充実」を承認。また、2018年度の役員については、再任の中島委員長(日教組)をはじめ、新役員が承認されました。

学習会では、常陸太田市男女共同参画審議会元会長・連合茨城女性委員会元委員長・綿引すず子さんより「男女共同参画は私たちの気づきの一歩から」と題した講演がありました。

綿引さんからは、“行動した人にしか味わえない充実感・達成感があること”“女性・男性の意識改革、職場・組合内のマニュアル化が必要なこと”“時間・スケジュール管理、働き方の見える化、すき間時間の工夫、働く女性は段取りが上手く仕事が速いので社会の大きな力となる”等、ご自身の体験をふまえたお話がありました。最後に応援メッセージとして「①自分を元気に大切に、②今できることを楽しむ、マイナスをプラスにするのも考え次第、③地域活動にも目を向けて」と締めくくられました。綿引さんの「頼まれたら断らない」「自分からチャレンジする」という前向きな姿勢に励まされ、自分なりの気づきや、一歩踏み出す勇気をもらいました。



## 連合茨城

## 政治フォーラムを開催

11月21日(火)15:30～水戸京成ホテルにおいて、構成組織、地域協議会、議員懇談会など80名を超える方に参加をいただき開催いたしました。

今年度は、政治学者、筑波大学人文社会系教授の辻中豊氏をお招きし『「日本の労働組合と政治の現在」を世界の市民社会と政治から考える』をテーマに講演を行いました。世界と日本の政治情勢、市民社会組織構成の比較などグローバルな視点で捉えた説明があり、「連合・労働組合の組織力は重要だが、政治の風を起すためには、市民社会との連携が重要である」等ご講演をいただきました。

連合が掲げる政策・制度実現に向け、今後も構成組織、地域協議会、議員懇談会と連携を取りながら積極的に取り組んでまいります。





**Q**

**退職を申し出たら「そんな勝手は許さない」と言われ、辞めさせてもらえない。会社が認めないと退職できないの？**

**A** 労働者には「退職の自由」があります。期間の定めがない労働者は、退職の意思表示から2週間が経過すると雇用関係が終了します。辞めたいときには「退職届」を会社に提出し、退職の意思を示しましょう。

一方、期間の定めのある雇用の場合は、病気など「やむを得ない事由があるとき」以外は原則、途中解約（＝退職）はできません。ただし、1年を超える有期労働契約の場合で、契約の初日から1年を経過した日以降は、退職をすることができます。

**Q** 些細なミスや能力不足を理由にクビだと言われた。これって、不当解雇じゃないの？



**A** 労働者を解雇するには、「客観的に合理的な理由」「社会通念上相当」であると認められるものでなければなりません。教育・指導などの機会や改善のための猶予もなく突然解雇を言い渡されたのであれば、不当解雇にあたります。



**Q** 何度も契約更新してきたのに「次の更新はない」と言われた。有期契約だから仕方がないの？

**A** 有期契約であっても、更新を繰り返して期間の定めのない契約と実質的に異ならない場合や、反復更新の実態、雇用継続への合理的期待が認められる場合は、解雇が無効となることがあります。

年度末を目前に控え、  
契約の打ち切りや退職を強要された  
という相談が多いんだよ。  
雇用に関する不安を感じたら  
一人で悩まないで早めに相談してね!

「連合 なんでも労働相談ダイヤル」  
行こうよ、連合に  
0120-154-052



このページは連合HPでも配信中!  
皆さんもお使いください。

厚労省も後援!

**ワークルール検定に  
挑戦しよう**

今回は5月22日(日)予定

**WR検**

ワークルール検定

**ワークルール検定とは**

労働基準法や労働組合法などの法律や、休日や賃金、解雇など、職場で問題になりやすいワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。

問合先

(一社) 日本ワークルール検定協会 ☎03-3254-0545  
<http://workrule-kentei.jp/index.php>



**Q**

**転勤の内示が出たけれど  
介護で家を離れるわけにいかない。  
転勤を断ることはできる？**

**A**

労働契約や就業規則に「転勤がある」などの定めがある場合、原則的に会社は労働者に転勤を命じることができます。

ただし、無制限に命令できるわけではありません。業務上の必要性や会社の配慮などを総合的に考慮し、転勤によって労働者が著しい不利益を被る場合、その命令は「権利の濫用」と判断され、無効とされるケースもあります。

転勤ができない事情がある場合には、そのことを会社に説明し、理解を求めましょう。

**Q**

**関連会社へ転籍を命じられた。  
どうなるのか、とっても不安。拒否してもいい？**



**Q**

**契約社員から  
個人請負に切り替えてほしいと言われた。  
手取り額が増えるから応じようかな？**

**A**

個人請負＝個人事業主になると、一時的には手取り額が増えるかもしれませんが、個人事業主となれば、会社との雇用関係はなくなり、労働者としての権利を失います。例えば、残業代は支払われませんし、仕事中のケガの補償もありません。また、交通費や保険料などは自分で支払う必要がありますので、安易に切り替えることなく慎重に判断しましょう。

**A**

転籍とは、現在の会社との労働契約関係を終了させ、別の会社と新たに労働契約を結ぶことをいいます。転籍には労働者の同意が必要であり、会社が一方的に命じることではできません。人事異動の必要性やその後の労働条件をよく確認し、応じられないのであれば同意はせず、その意向を会社に伝えましょう。

人事異動にもいろいろなケースや  
ルールがあるんだね。  
就業規則にもきちんと目を通して、  
自社の規定を確認することが  
大事だね！



このページは連合HPでも配信中！  
皆さんもお使いください。

厚労省も後援！  
**ワークルール検定に  
挑戦しよう**

働くことに困ったら  
労働組合に相談してね！



**WR検**  
ワークルール検定

**ワークルール検定とは**

労働基準法や労働組合法などの法律や、休日や賃金、解雇など、職場で問題になりやすいワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。

問合せ先 **(一社) 日本ワークルール検定協会** ☎03-3254-0545  
<http://workrule-kentei.jp/index.php>

知って  
いますか?

2018年4月1日より有期労働契約から

「無期労働契約」への転換を申し込むことができます!

■ これまでは、有期労働契約で何年働いても、「無期労働契約（期間の定めのない労働契約）に転換できる権利」はありませんでしたが、有期労働契約が反復更新されて5年を超えたときに、労働者が申込みをすることによって、無期労働契約に転換できるようになりました。【改正労働契約法第18条】

■ 無期労働契約への転換を申し込む権利（「無期転換申込権」）は、2013年4月1日以後の有期労働契約が対象となり、同一使用者と有期労働契約通算期間が5年を超えていること、契約更新回数1回以上が条件となります。

次の更新はあるのかな…

これで安心だね!



「突然、次の契約は更新しないとされた…」 「労働契約の内容と実際の労働条件が違う…」 等、雇用不安を感じたり、賃金・労働時間・休暇などの労働条件がおかしいと思ったときには、

ひとりで悩まず連合にご相談ください!!

働きたい!なぜ辞めなければならない!? STOP 雇止め・雇用不安!

全国一斉労働相談ホットライン 2018年2月8日(困)~10日(田) 9:00~19:00

フリーダイヤル いこうよれんこうに 0120-154-052 上記期間以外も常設しています。携帯電話・スマートフォンからでもOK! 専門の相談員が対応します。もちろん秘密厳守です。

無料

連合茨城 しあわせセンター

法律相談

皆さん悩み事はありませんか? 弁護士がご相談に対応します!

連合茨城では毎月無料法律相談を開催しております。

2018年 無料法律相談開催日	1月20日(土)	2月17日(土)	3月17日(土)
4月21日(土)	5月19日(土)	6月16日(土)	7月21日(土)
9月8日(土)	10月20日(土)	11月17日(土)	12月8日(土)

担当弁護士: 足立 勇人 弁護士、白石 裕 弁護士、橘 朋代 弁護士、水口 二良 弁護士、野村 貴広 弁護士

【時間】 13:00~15:30 (相談時間は1人30分)

事前予約制 です。

【場所】 水戸市梅香2-1-39 (茨城県労働福祉会館4階)

0120-154-052

## 1月~4月のおもな日程

## Main Schedule

1月19日(金)	10:30	第1回労働対策専門委員会	2月20日(火)	18:00	パート・派遣・有期雇用労働者のつどい
1月22日(日)	14:00	医福労連第21回定期総会・学習会	3月3日(日)	10:00	連合茨城2018春季生活闘争決起集会
2月6日(火)		第1回地協二役会議	3月15日(火)	10:30	第5回三役会議・執行委員会
2月8日(木)	10:00	税金学校	4月19日(火)	10:30	第6回三役会議・執行委員会
2月8日(木) 2月10日(土)		全国一斉労働相談ホットライン	4月20日(水)・21日(木)		地域メーデー開催
2月9日(金)		茨城県経営者協会との懇談会	4月28日(水)	10:00	第89回茨城県中央メーデー
2月14日(火)	10:30	第4回三役・執行委員会			

## 労働相談事例から No.6

### — やっかいなパワハラ撲滅 !! — ～障害者施設の労働者から～

最近の労働相談傾向として介護の現場や障害者施設などで働く皆さんからの相談が多く寄せられています。業務の困難性、夜勤等の就労や低賃金など劣悪な労働環境の中で労働者の定着率が非常に低いようです。高齢化社会の到来とともに、必要不可欠な職場だけに、早急な改善対策が待たれます。今回は障害者施設で働く方から寄せられた相談です。



#### 相談内容

#### Consultation

障害者施設で働く契約社員です。入社して3か月なのでまだ仕事がわからないことが多いのですが、施設内でのパワハラ問題について相談します。

私たちの職場は一人のベテラン女性がすべて仕切っており、職員ばかりか患者さんまで怒鳴り散らすパワハラ行為を施設内で平然と行っていることに驚きました。パワハラに我慢できず、その言動を施設長に訴えたのですが、「新人の君が言うことではない」と逆にお叱りを受けてしまいました。見て見ぬふりのようです。職員ばかりか、患者さんまで怖くて黙っています。耐えられずに退職する職員が後を絶ちません。

過去には労基署も入ったことがあるそうですが、特段の指摘は受けなかったとのことです。最近、職場で「パワハラ研修」も実施されましたが、当の本人には自覚がありません。後々のためにと、その言動を録音やノートに書き留めておりますが、どうすれば職場は変えられるでしょうか。

#### 対応内容

#### Correspondence

常時、一緒に働いている職員の皆さんがパワハラ行為の証言者であり、施設入居者の中でも迷惑に思っている人もいますから、勇気をもって、自らの職場と入居者を守るために職員全員で立ち上がるべきです。

皆さんから具体的な証拠を提示し、トップである役員に提言してみてください。施設の入居者のことを第一義として考えれば必ず改善の動きがあるはずです。もし、それでも改善されない場合は、労基署に相談することをお勧めします。録音やノートは具体的な証拠として役立つはずです。

